

## 議案第 3 4 号

### 久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（平成22年久喜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2清久工業団地地区地区整備計画区域の表工業専用地区（A地区）の項ウの欄第1号中「又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定」を削り、同表工業地区（B地区）の項ウの欄第1号中「又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定」を削り、同項エの欄第4号に次のように加える。

エ 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもののうち、当該敷地の面積が150平方メートル未満であるもの

別表第2の2清久工業団地地区地区整備計画区域の表工業地区（B地区）の項オの欄第1号及び第2号中「1号公園」を「小河原井公園」に改め、同表住宅地区（C地区）の項ウの欄第1号中「又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年久喜市告示第11号によって告示された久喜都市計画のうち、清久工業団地地区地区計画の位置が久喜市所久喜及び清久町各地内と変更することについて効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

久喜都市計画清久工業団地地区地区計画の内容を変更することに伴い、この案を提出するものであります。